

建設発生土の土質改良プラント認証の手引き

2023年5月1日

一般財団法人 先端建設技術センター

建設発生土の土質改良プラント認証の手引き

1. 本手引の目的
2. 建設発生土の土質改良プラントの定義と認証の対象となる事業者
3. これから認証のご申請をされる組織の方へ
4. 各審査等の内容
5. 認証審査の種別と認証の有効期間
6. 審査料金
7. 認証の取り消し

1. 本手引の目的

「建設発生土の土質改良プラント認証の手引き」（以下、「手引き」）というは、一般財団法人 先端建設技術センター（以下、「センター」という） 企画部 認証チーム（以下、「認証チーム」という）が行う建設発生土の土質改良プラントの認証事業に関して、申請から認証までの手順、認証の維持及び更新の要件等について説明することを目的としています。

本手引きの内容は、「建設発生土の土質改良プラント認証事業の実施要領」の内容に沿ったものであり、認証チームはこの手引きに従って業務を進めます。

建設発生土の土質改良プラント認証（以下、「認証」という）を申請していただく申請者の方及び認証取得後維持する被認証組織の方は、本手引に規定された事項を遵守して頂く必要があります。

2. 建設発生土の土質改良プラントの定義と認証の対象となる事業者

2-1 建設発生土の土質改良プラントの定義

認証の対象とする建設発生土の土質改良プラント（以下、「改良プラント」という）は、以下のように定義します。

改良プラントとは、軟弱土や含水比の高い土、また巨礫やガラなどが混入した土等そのままでは利用できない建設発生土の受入れスペースがあり、土質改良を行う機械設備等及び改良土の保管スペースを備えた施設で、性状の良くない土を他工事等で利用可能となるよう改良を行う施設をいう。

改良プラントにおいては、建設発生土の受入れ量、改良土（製品）の出荷量のバランスが取れない場合、改良プラントとしての目的が果たせなくなるため、搬入・搬出土量の管理がされていること。

2-2 認証の対象となる事業者

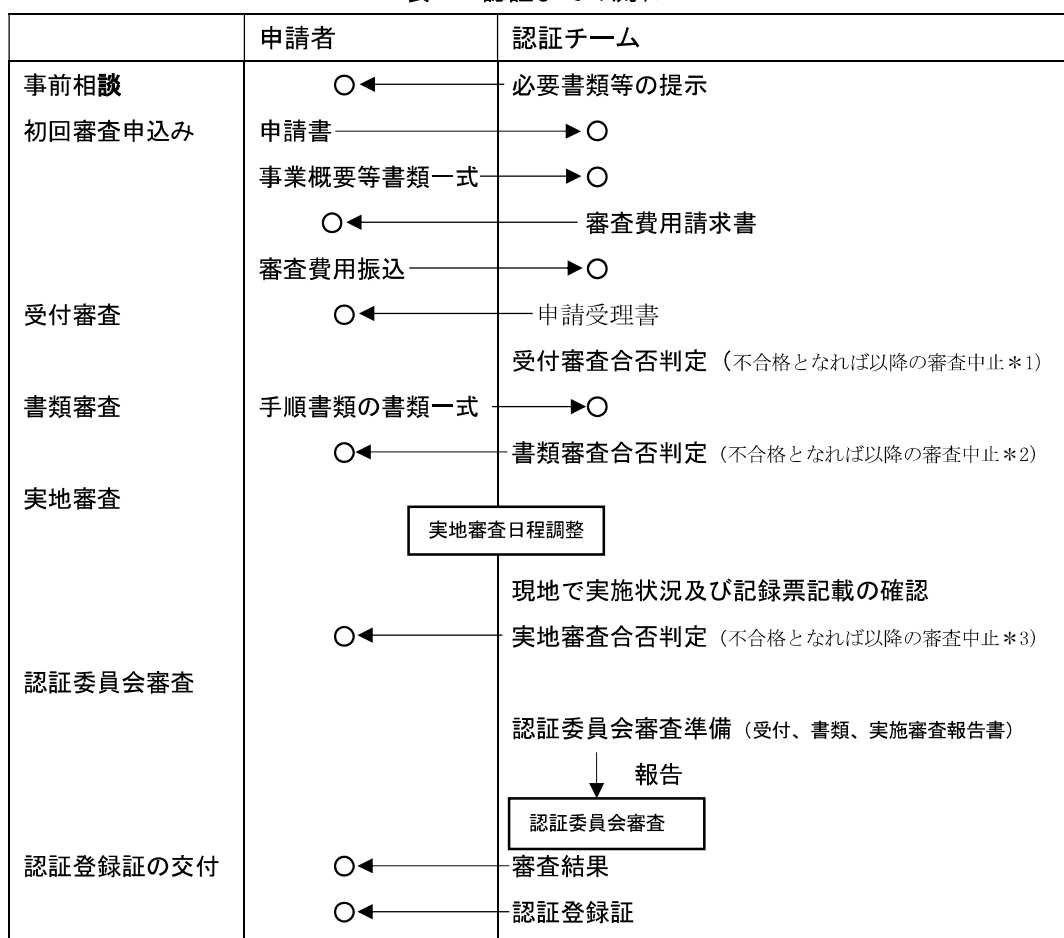
本認証を利用することができる事業者は、以下①から③すべてを満足した者とします。

- ① 建設発生土の土質改良プラントの事業を開始して1年以上経過した事業者
- ② 原則第4種以上の建設発生土の受入事業者
- ③ 本認証が定めた申請書類を提出した事業者

3. これから認証のご申請をされる組織の方へ

これから認証をご申請される組織の方(以下、「申請者」という)は、認証チームが実施する「受付審査」、「書類審査」、「実地審査」を受審いただき、この結果報告を学識者、技術専門家で構成される認証委員会に諮り認証の合否判定を得ることになります。表1に認証までの流れを示します。

表1 認証までの流れ



*1 審査中止となった場合、お振込み頂いた金額のうち 400,000 円 (税別) を返納します。

*2 審査中止となった場合、お振込み頂いた金額のうち 250,000 円 (税別) を返納します。

*3 審査中止となった場合、お振込み頂いた金額のうち 100,000 円 (税別) を返納します。

4. 各審査等の内容

4-1 事前相談

認証の申請をご検討されている方は、認証チームに事前にご相談ください。その際、スケジュールや提出書類、具備すべき手順類等についてご説明いたしますので、内容をご確認のうえ、認証を申請するかについてご検討いただくことになります。

4-2 受付審査

申請者は、「申請書 様式 1」と事業者概要等の書類（以下の(1)～(10)）を提出し(様式は問いません)受付審査を受審します。受付審査に合格した申請者には、「申請受理書 様式 2」を交付させていただきます。不合格の場合には「申請不受理書 様式 2」を交付させていただきます。

(1) 事業者概要

- ・社名 ・事業所の所在地 ・代表者 ・設立年月日 ・資本金
- ・売上高 ・経常利益（直近3ヵ年※） ・従業員数 ・事業内容

(2) 土質改良プラント施設名称

(3) 土質改良プラント所在地

(4) 土質改良プラント設置時の関係法令に基づく届出書

（粉じん発生施設、騒音・振動等の届出）

(5) 土質改良プラント敷地面積(m²)

（受入ヤード、製品保管ヤード、プラント設備、その他）

(6) 製造管理体制（操業に係る人数・製造管理者・工程管理者・品質管理者）

(7) 土質改良プラント事業に係る関連法令遵守

(8) 年間稼働日数及び営業（稼働）時間

(9) 生産能力(トン m³)

(10) 年間生産量・月平均生産量(トン m³)

※改良プラント創業開始から3年未満の場合は、この限りではありませんが、最低1年以上の事業実績が必要となります。

4-3 書類審査

書類審査は、製造管理に関する事項（製造設備運転管理手順書、改良土製造手順書、異常時の対応手順書）、受入・保管・出荷に関する事項（原材料受入・保管手順書、改良材(剤)の受入・保管手順書、改良土の保管・出荷手順書）及び品質管理に関する事項（品質管理手順書）について書類の審査を受審します（表2参照）。

初回審査及び2年後に実施する更新審査では、各手順書等の書類審査を受審します。点検記録や品質記録などの記録帳票類については、実地審査時に審査を受審します。

初回審査及び更新審査の翌年に実施する維持審査では、前回審査時の手順書の変更点及び記録帳票のうち前回審査以降分についての書類を提出していただきます。

* ご提出頂いた文書及び情報については、センターが定めた情報セキュリティポリシーに則り適切にとり取り扱うことをお約束します。

表2 書類審査の審査項目と確認文書

	審査項目	審査確認文書
製造管理に関する事項	製造設備 改良品の仕様の明示 製造手順 異常時の対応 ロット管理	製造設備運転管理手順書 改良土製造手順書(ロット管理含む) 異常時の対応手順書(受入土の性状が急激に変化、停電時等) 製造設備点検記録票
受入・保管・出荷に関する事項	原材料受入・保管 改良材(剤)の受入 改良土の保管・出荷 文書・記録	原材料受入・保管手順書 改良材(剤)の受入・保管手順書 改良土の保管・出荷手順書 改良材(剤)受入記録 原材料受入・製品出荷記録
品質管理に関する事項	品質管理基準 品質検査(環境安全性・力学特性) 改良材、添加剤の供給 品質管理体制 文書・記録	品質管理手順書 品質試験記録票

*初回審査の書類審査は手順書を対象として実施します

4-4 実地審査

実地審査は、手順書通りに作業が実施されているかについて、また記録帳票類については、手順で決められた通りに実施しているかについて審査を受審します。

実地審査時に土質改良の作業が実施されない場合は、手順書通りの実施が確認できませんので、実地審査日はプラント設備の稼働状況の確認が必須ですので、実地審日については、日程調整を行い決定させていただきます。

4-5 認証委員会審査

認証委員会審査は、受付審査、書類審査及び実地審査の結果を認証チームが審査報告書(案)として取りまとめます。審査結果について学識者及び技術専門家で構成した認証委員会に報告を行い、認証の可否を諮りその結果を申請者に連絡します。

4-6 適合認証書の交付

認証委員会審査で認証が認められた申請者に対して、適合認証書(様式3)の交付を行います。

4-7 公開

認証登録証(更新の認証を含む)を発行したときは、認証取得者に関する情報を、センターのウェブサイトで公開します。

5. 認証審査の種別と認証の有効期間

5-1 認証審査の種別

本認証の審査種別には、初回認証審査、維持審査及び更新審査があります（表3参照）。

表3 認証審査の種別と審査内容

審査種別 \ 審査内容		受付審査	書類審査	実地審査	認証委員会 審査
初回審査		○	○	○	○
維持審査		△*1	○*2	—	○
更新審査		△*1	○	○	○

*1: 維持審査及び更新審査における受付審査は、前回の審査以降事業概要等変更があった部分についてその内容を提出。

*2: 維持審査における書類審査は、手順書等の改訂等の変更及び記録簿の前回審査以降の内容を提出。

5-2 認証の有効期間

認証の有効期間は、初回認証審査認証後2年間とします。認証後の12ヶ月以内に維持審査を受審し、更新を希望する場合は、維持審査終了後12ヶ月以内に更新更新審査を受審します。

維持審査及び更新審査は、審査開始の時期が近づきましたら事務局よりご連絡いたします。

更新審査を受審する場合は、「認証更新審査申請書 様式4」と必要書類を認証チームに提出します。

更新審査後の認証の有効期間は、初回認証審査と同様2年間とします（図1参照）。

なお、改良プラントは、維持審査、更新審査において書類等の再提出等を求められた場合は速やかに対応をお願いします。

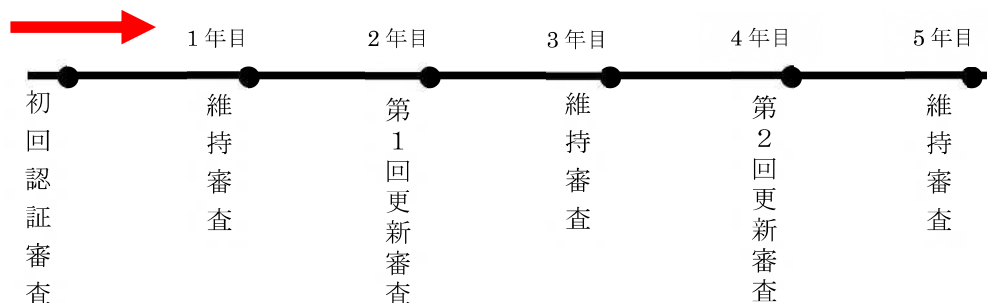


図1 初回認証審査からの流れ

6. 審査料金

申請者は、申請受理書受取り後 30 日以内（土曜日、日曜日、祝日等含む）に表 4 に示す審査料金をセンターが指定する銀行口座に振込み願います。センターは、振込確認後に審査を開始します。

実地審査交通費（2 名分）は、実地審査終了後センターから申請者に請求書を送付するので、受領後 30 日以内（土曜日、日曜日、祝日等含む。）にセンターが指定する銀行口座に振込み願います。

表 4 審査料金一覧表（1 プラント当たり）

審査種別	審査料金	備 考
初回認証審査	500,000 円 550,000 円（税込み）	実地審査交通費 2 名（公共交通機関利用料金実費を別途請求）
維持審査	250,000 円 275,000 円（税込み）	原則書類審査のみ。現地審査が必要な場合は別途審査に係る費用を請求する。
IS09001 取得	200,000 円 220,000 円（税込み）	IS09001 取得の対象範囲に土質改良プラントが含まれている場合
更新審査	450,000 円 495,000 円（税込み）	実地審査交通費 2 名（公共交通機関利用料金実費を別途請求）
IS09001 取得	400,000 円 440,000 円（税込み）	IS09001 取得の対象範囲に土質改良プラントが含まれている場合

* 最寄り公共交通機関から 2 km 以上もしくは公共交通機関の運転本数が極めて少ない場合は、送迎等をお願いします。

7. 認証の取消し

認証取得者が認証の内容に違反し、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがある場合等、違反の程度が著しい場合でかつそうした違反が認証取得者の故意又は重過失によってなされた場合等においては、認証の一時停止又は取消の措置を講じます。

8. 問い合わせ

一般財団法人先端建設技術センター 企画部 認証チーム TEL 03-3942-3991

※本認証の手引きは、情勢等の変化に応じて予告なく改訂することがありますのでご承知おき願います。

令和 5 年 5 月 1 日

ACTEC

製造管理、受入・保管・出荷及び品質管理に係る審査基準

2023年5月1日

一般財団法人 先端建設技術センター

1. 各審査の基準

1-1 製造管理に関する審査基準

(1) 製造設備

- ①建設発生土の改良土を製造するための製造設備(以下「製造設備」)が明確に定められている。
- ②製造設備の機械ごとの運転管理手順が定められていること(運転管理手順書)。
- ③製造設備の日常点検、定期点検等を行う手順が定められていること(設備点検手順書)。
- ④製造設備の日常点検、定期点検等が手順に基づき確実に行われていること(設備点検記録簿)。
- ⑤検査機器を用いている場合は適切に校正が行われていること(検査機器校正記録)。

(2) 改良土の仕様の明示

- ①建設発生土の改良土の仕様(物理的特性/力学的特性)が明示されていること。

(3) 製造手順

- ①建設発生土の改良土を製造する手順が定められていること(製造手順書)。

(4) 異常時の対応

- ①製造設備の故障、停電時等の異常事態を想定した対応手順を定めていること(設備停止時の手順)。

(5) ロット管理

- ①建設発生土改良品の製造に関する記録をロット単位で作成していること。
- ②製造のロットに対応した品質記録を保持すること(品質記録簿)。

1-2 受入・保管・出荷に係る審査基準^{注)}

(1) 原材料受入・保管

- ①原材料受入基準が決められていること。
- ②原材料受入手順どおりに受入がなされていること。
- ③受入れた原材料量を確認していること。
- ④原材料を適切に保管し管理する手順および場所が定められていること。

注) 建設発生土の一時置場(ストックヤード運営登録規程)による登録を受けたストックヤードに保管を推奨する。

(2) 改良材(剤)の受入(石灰・高分子吸水剤・セメント等)

- ①改良材(剤)の受入れ基準が決められていること。
- ②改良材(剤)が適切に保管されていること。

(3) 改良土の保管・出荷^{注)}

- ①改良土を製品として適切に保管し管理する手順および場所が定められていること。
- ②改良土を適切に出荷するための手順が定められていること。
- ③出荷先、出荷量を記録・確認する方法が定められていること。

(4) 文書・記録

- ①改良土の製造・出荷管理において必要な文書が作成され、更新されていること。
- ②改良土の製造・出荷管理において必要な記録が適切に作成され出荷後 5 年間保管されていること。

1-3 品質管理に係る審査基準

(1) 品質管理基準

- ①改良土の品質管理の手順が定められていること。
- ②受入土、改良材（剤）、改良土等の管理はロット単位で行う事が可能な体制が整備されていること。

(2) 品質検査(物理特性・力学特性)

- ①改良土が、製品基準を満たしていることを検査していること。

(3) 品質検査(環境安全性)

- ①改良土の環境安全性について特定有害物質について検査していること。
※改良土の利用者が環境安全性の計量証明について求めない場合は、この限りでない

(4) 改良材（剤）の定量供給

- ①原材料量に応じた改良材（剤）を定量供給する方法が定められていること。

(5) 品質管理体制

- ①改良土の日常的、定期的に品質管理を行う体制と手順が定められていること。
*手順で定められた帳票及び記録があること

(6) 文書・記録

- ①改良土の品質管理において必要な文書が作成され、更新されていること。
- ②改良土の品質管理において必要な記録が適切に作成され、出荷後 5 年間保管されていること。
- ③記録の保管期間は、原材料基準、製品基準、法令上の要求等に基づき、製造所内において適法かつ適切に設定されていること

※本審査基準は、情勢等の変化に応じて予告なく改訂することがありますのでご承知おき願います。